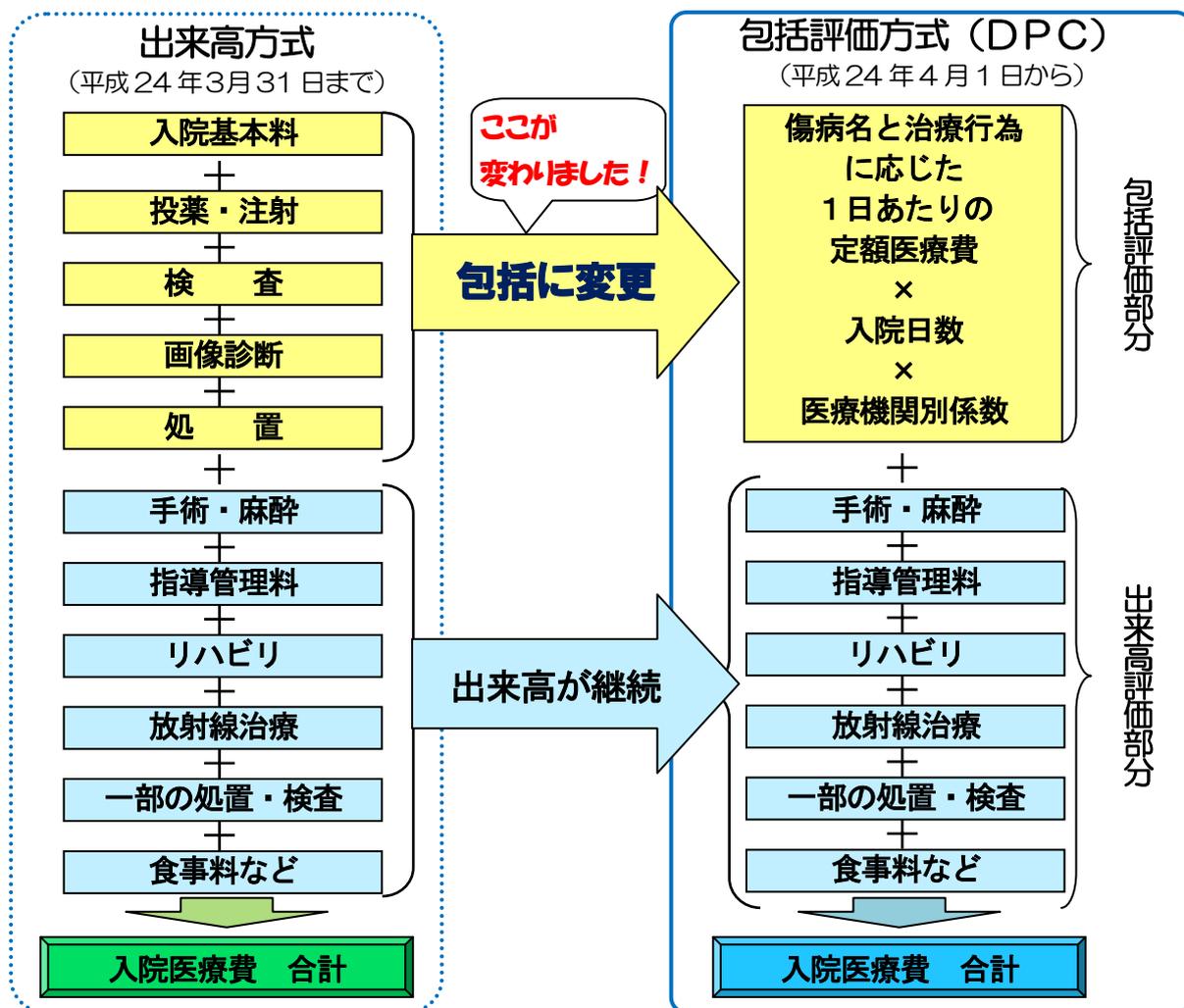


DPC(入院医療費の包括評価)のご案内

当院は、厚生労働省の指定を受け、平成24年4月1日から『DPC対象病院』となりました。

これに伴って、入院医療費の計算方法が、従来の「出来高方式」から、『包括評価方式(DPC)』と呼ばれる新しい計算方法へと変わりましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



従来の「出来高方式」では診療行為ごとの医療費を積み上げて入院医療費を計算していましたが、DPCでは、患者さんの傷病名と治療行為に応じて定められた「1日当たりの定額医療費」からなる包括評価部分と、出来高評価部分を合わせて医療費を計算します。

なお、患者さんの傷病、治療内容によっては、DPCの対象とならないことがあります。この場合は従来どおり出来高方式によって入院医療費を計算します。

平成24年4月1日から入院医療費の計算方法が『包括評価方式(DPC)』となりましたが、患者さんが中心の医療であることに変わりはありません。

当院は、今後も『県民の安心の拠り所となる病院』として、安全で良質な医療の提供に努めてまいります。

Q&A

Q. DPCを導入した目的は何ですか？

- A. DPCは、国の政策として、急性期医療を担う病院を対象に推進されています。これを導入すると、全国共通の診断群分類（傷病名と治療に基づき患者さんを分類する仕組み）により、病院間あるいは地域間で異なっている診療行為を見なおすことができ、医療の標準化と効率化を図ることが可能となります。

Q. すべての入院患者がDPCの対象となるのですか？

- A. 一般病棟に入院される患者さんが、DPCの対象となります（結核病棟は対象外です。）。

なお、以下に該当する場合は、例外として、従来の出来高方式による計算となります。

- ・患者さんの病気や治療行為に応じた診断群分類がDPCの対象でなかった場合
- ・臓器移植手術や先進医療を受ける場合
- ・労災・公災保険、自賠責保険、自費診療などで入院される場合 など

※上記以外にもDPCの対象外となる場合があります。詳細は医事課入院担当へお問い合わせください。

Q. 医療費の支払い時期や方法は変わりますか？

- A. 一部負担金のお支払いの時期は、従来（月1回の定期会計と退院時会計）と同じです。

ただし、DPCでは主たる傷病名と治療により1日当たりの定額医療費が決まるため、入院中に主たる傷病名が変わった場合などには、退院時に前月までにお支払いいただいている金額との差額を調整させていただくことがありますので、ご了承ください。

Q. 医療費は高くなりますか？ また、高額療養費の扱いはどうなるのですか？

- A. DPCによる計算方式によって、従来の出来高方式による計算よりも医療費が安くなる場合もあれば、高くなる場合もあります。

また、高額療養費の取扱いについては、従来と変わりありません。これまでと同様に「限度額認定証」をご提示ください。

Q. 早く退院させられることはありませんか？

- A. 退院は、医師が医学上の判断に基づいて決定します。入院治療が必要であるにも関わらず、早く退院をお願いすることはありません。

患者さんへのお願い

- ・入院中は、原則として、他の医療機関での診療を受けることができませんので、ご了承ください。
- ・服用中のお薬がある場合には、薬剤管理上必要ですので、入院の際に全てお持ちください。